復興庁令

○復興庁令第一号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第五項の規定に基づき、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「は、併任の者を除きそれぞれ六人（福島復興局にあっては、十二人）」を「（併任の者を除く。）は、岩手復興局にあっては五人、宮城復興局にあっては六人、福島復興局にあっては十九人」に改める。

附　則

この庁令は、令和五年四月一日から施行する。

省令

○総務省令第二十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

総務大臣　松本　剛明

地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令

地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の対象となる職員） **第三条**　地方公務員給与実態調査の対象となる職員は、特別職及び一般職に属する都道府県（都道府県の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、市町村（特別区並びに市、特別区又は町村の加入する一部事務組合及び広域連合で都道府県の加入しないもの並びに財産区を含む。以下同じ。）及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員のうち、次の各号に掲げる者以外の者（以下「職員」という。）とする。 一　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号から第五号までに規定する職にあたる者 二　［略］ 三　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十三条、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十三条又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十五条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた者を除く。） 四　［略］ 2　前項第二号に掲げる者には、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令（特定地方独立行政法人の職員にあつては、地方独立行政法人法第五十二条第一項の規定に基づく規程（以下この項において「特定地方独立行政法人の規程」という。））の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日（一月間の日数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条の二第一項の規定に	（調査の対象となる職員） **第三条**　地方公務員給与実態調査の対象となる職員は、特別職及び一般職に属する都道府県（都道府県の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、市町村（特別区並びに市、特別区又は町村の加入する一部事務組合及び広域連合で都道府県の加入しないもの並びに財産区を含む。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人の職員のうち、次の各号に掲げる者以外の者（以下「職員」という。）とする。 一　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号から第五号まで及び同法附則第二十一項に規定する職にあたる者 二　［同上］ 三　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた者を除く。） 四　［同上］ 2　前項第二号に掲げる者には、常時勤務を服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が次条に規定する地方公務員給与実態調査の期日において引き続いて十二月を超える者は含まない者とする。